

1 用語（第40条の14）

（用語）

第四十条の十四 この款及び第百五条第六項において「対象自動車」とは、自動車から排出

される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法施行令（平成四年政令第三百六十五号。次項において「令」という。）第四条第一号から第四号までに掲げる自動車及び同条第六号に掲げる自動車（人の運送の用に供する乗車定員十一人未満のものを除く。）（これらの自動車のうち電気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないものを除く。）¹⁾をいう。

2 この款及び第百五条第六項において「対策地域」とは、令別表第一第七号に掲げる地域²⁾をいう。

3 この款及び第百五条第六項において「荷主等」とは、自己の事業に関して³⁾、対策地域内の自己の事業所その他の場所（以下「事業所等」という。）⁴⁾に、購入、借入れ又は譲受け（以下「購入等」という。）をする物品を運送させる者をいう。

4 この款において「施設管理者」とは、卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第二条第三項に規定する中央卸売市場その他規則で定める多数の対象自動車が入り出す施設⁵⁾であって対策地域内に存するものを管理する者をいう。

5 この款及び第百五条第六項において「車種規制適合車等」とは、車種規制適合車（対象自動車であって、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成四年法律第七十号。以下この項において「法」という。）第十二条第一項に規定する窒素酸化物排出基準及び粒子状物質排出基準に適合するものをいう。）及び経過措置対象車（対象自動車であって、法第十三条第一項の規定により法第十二条第一項に規定する窒素酸化物排出基準及び粒子状物質排出基準が適用されないものその他規則で定めるものをいう。⁶⁾をいう。

〔解説〕

1) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法施行令（平成四年政令第三百六十五号）第四条第一号から第四号までに掲げる自動車及び同条第六号に掲げる自動車（人の運送の用に供する乗車定員十一人未満のものを除く。）（これらの自動車のうち電気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないものを除く。）

○ 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法施行令（平成4年政令第365号。以下「自動車 NOx・PM 法施行令」という。）第4条の規定は、次のとおりとなっている。

(指定自動車)

第四条 法第十二条第一項の窒素酸化物対策地域における大気汚染の主要な原因となるものとして政令で定める自動車及び同項の粒子状物質対策地域における大気汚染の主要な原因となるものとして政令で定める自動車は、次に掲げるとおりとする。

- 一 貨物の運送の用に供する普通自動車（道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第三条に規定する普通自動車をいう。以下同じ。）であつて、第六号に掲げる自動車以外のもの（以下「普通貨物自動車」という。）
- 二 貨物の運送の用に供する小型自動車（道路運送車両法第三条に規定する小型自動車（二輪の小型自動車を除く。）をいう。以下同じ。）であつて、第六号に掲げる自動車以外のもの（以下「小型貨物自動車」という。）
- 三 人の運送の用に供する乗車定員三十人以上の普通自動車であつて、第六号に掲げる自動車以外のもの（以下「大型バス」という。）
- 四 人の運送の用に供する乗車定員十一人以上三十人未満の普通自動車及び小型自動車であつて、第六号に掲げる自動車以外のもの（以下「マイクロバス」という。）
- 五 人の運送の用に供する普通自動車及び小型自動車であつて、前二号及び次号に掲げる自動車以外のもの（以下「乗用自動車」という。）
- 六 散水自動車、霊きゅう自動車その他の特種の用途に供する普通自動車及び小型自動車であつて、環境省令で定めるもの（以下「特種自動車」という。）

- したがって、同条に規定する自動車のうち、普通貨物自動車、小型貨物自動車、大型バス、マイクロバス及び特種自動車（人の運送の用に供する乗車定員11人未満のものを除く。）が該当する。（次表を参照）

表 対象自動車に該当する自動車の範囲

	貨物の運送の用に供する自動車	その他の用途の自動車（作業車等）	人の運送の用に供する自動車
普通自動車	普通貨物自動車	特種自動車 (人の運送の用に供する定員11人未満のものを除く。)	大型バス マイクロバス
小型自動車	小型貨物自動車		乗用自動車 (普通・小型)
軽自動車	軽貨物自動車	軽特種自動車	軽乗用自動車

※ 上表に掲げる自動車の種類のうち、 の部分が対象自動車に該当する。

○ 該当する自動車のナンバーは、次のとおりである。

- 普通貨物自動車 : 1ナンバー
- 小型貨物自動車 : 4ナンバー (6ナンバーも有)
- 大型バス : 2ナンバー
- マイクロバス : 2ナンバー (幼児を乗車させるためのものの一部は、車体の大きさ等が小型自動車であるため、5ナンバー又は7ナンバーも有)
- 特種自動車 : 8ナンバー

○ 人の運送の用に供する乗車定員11人未満の特種自動車とは、以下のとおりである。

(1) 車検証の型式欄に記載されている識別記号[※]が乗用自動車のものである特種自動車

〔理由〕 乗用自動車 (人の運送の用に供する乗車定員11人未満の自動車) は対象自動車に含まれていないため。

(注1) キャンピングカーの問い合わせが多く注意が必要。

キャンピングカーで乗車定員が11人未満であっても、識別記号が貨物車であるものは規制の対象自動車となる。

(注2) 特種自動車のうち、識別記号が乗用自動車であり、かつ、使用燃料が軽油以外

であるものの中には、車検証の備考欄に「自動車 NO_x・PM 法対象外自動車」と記載されている自動車もある。

※) 識別記号は、車検証の型式の欄に記載されている記号のうち、“-”の前の1～3桁のアルファベットであり、その詳細は、国土交通省のホームページに掲載されている。

◆平成16年規制まで◆

<http://www.mlit.go.jp/jidosha/sesaku/environment/osen/h16.pdf>

◆平成17年規制以降◆

<http://www.mlit.go.jp/common/001179991.pdf>

(2) 病人や傷病者を運送するための寝台又は担架を固定するための設備若しくは身体障害者が着座した車いすを固定するための設備を有する特種自動車であって、乗車定員が11人未満のもの

〔理由〕 人 (病人、傷病者、車いすに着座した身体障害者) の運送を目的とした自動車であるため。

なお、これらの用途の自動車については、設備の高度化により車輻総重量が増加したことに伴い、識別記号がトラック・バスのものを使用している場合もあるが、全て「人の運送の用に供する乗車定員11人未満の特種自動車」として取扱うものとする。

○ 『自動車の用途等の区分について』（依命通達、昭和35年9月6日付け自車第452号、自動車局長から各地方陸運局長及び沖縄総合事務所長あて）では、特種自動車を、その使用目的、構造等により、以下のとおり3区分78形状に分類している。

- ① 専ら緊急の用に供するための自動車
救急車、消防車、警察車、臓器移植用緊急輸送車、保線作業車、検察庁車、緊急警備車、防衛省車、電波監視車、公共応急作業車、護送車、血液運搬車、交通事故調査用緊急車（13形状）
- ② 法令等で特定される事業を遂行するための自動車
給水車、医療防疫車、採血車、軌道兼用車、図書館車、郵便車、移動電話車、路上試験車、教習車、霊柩車、広報車、放送中継車、理容・美容車（13形状）
- ③ 特種な目的に専ら使用するための自動車
 - (1) 特種な物品を運搬するための特種な物品積載設備を有する自動車であって、車体の形状が次に掲げるもの
粉粒体運搬車、タンク車、現金輸送車、アスファルト運搬車、コンクリートミキサー車、冷蔵冷凍車、活魚運搬車、保温車、販売車、散水車、塵芥車、糞尿車、ボートトレーラー、オートバイトレーラー、スノーモービルトレーラー（15形状）
 - (2) 患者、車いす利用車等を輸送するための特種な乗車設備を有する自動車であって、車体の形状が次に掲げるもの
患者輸送車、車いす移動車（2形状）
 - (3) 特種な作業を行うための特種な設備を有する自動車であって、車体の形状が次に掲げるもの
消毒車、寝具乾燥車、入浴車、ボイラー車、検査測定車、穴掘建柱車、ウインチ車、クレーン車、くい打車、コンクリート作業車、コンベア車、道路作業車、梯子車、ポンプ車、コンプレッサー車、農業作業車、クレーン用台車、空港作業車、構内作業車、工作車、工業作業車、レッカー車、写真撮影車、事務室車、加工車、食堂車、清掃車、電気作業車、電源車、照明車、架線修理車、高所作業車（32形状）
 - (4) キャンプ又は宣伝活動を行うための特種な設備を有する自動車であって、車体の形状が次に掲げるもの
キャンピング車、放送宣伝車、キャンピングトレーラー（3形状）

本依命通達における分類の考え方に基くと、以下に示す区分・形状の特種自動車の一部又は全部は、人の運送の用に供する定員11人未満のものに該当する。

- ・ 専ら緊急の用に供するための自動車又は法令等で特定される事業を遂行するための自動車（人の運送の用に供する定員11人未満のものに限る。） <依命通達の①又は②の一部の用途；救急車、消防車・警察車の一部、検察庁車・防衛省車・護送車の一部、路上試験車及び教習車の一部、等>
- ・ 特種な目的に専ら使用するための自動車のうち、患者、車いす利用車等を輸送するための特種な乗車設備を有する自動車であって、車体の形状が次に掲げるもの（定員11人未満のものに限る。） <依命通達の③の(2)；患者輸送車、車いす移動車>
- ・ 特種な作業を行うための特種な設備を有する自動車であって、車体の形状が次に掲げるもの（定員11人未満のものに限る。） <依命通達の③の(3)；

道路作業車の一部>

- 電気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないものには、電気自動車（EV）や燃料電池自動車（FCV）が該当する。

なお、ハイブリッド自動車（HV、PHV）は内燃機関を有するため、該当しない。

2) 令別表第一第七号に掲げる地域

- 自動車 NOx・PM 法施行令別表第 1 第 7 号の規定は、次のとおりである。

別表第一（第一条関係）

七 大阪府の区域のうち、大阪市、堺市、岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、高槻市、貝塚市、守口市、枚方市、茨木市、八尾市、泉佐野市、富田林市、寝屋川市、河内長野市、松原市、大東市、和泉市、箕面市、柏原市、羽曳野市、門真市、摂津市、高石市、藤井寺市、東大阪市、泉南市、四條畷市、交野市、大阪狭山市、阪南市、三島郡、泉北郡、泉南郡熊取町、同郡田尻町及び南河内郡美原町の区域

備考 この表に掲げる区域は、平成十三年十一月一日における行政区画によって表示されたものとする。

したがって、「令別表第 1 第 7 号に掲げる地域」とは、大阪府の区域のうち、豊能郡豊能町、同郡能勢町、泉南郡岬町、南河内郡太子町、同郡河南町及び同郡千早赤阪村の 6 町村の区域を除く地域が該当する。

3) 自己の事業に関して

- 自然人又は法人の事業に関する運送のみが該当し、それ以外の自然人や法人の従業員としての私的生活に関する運送は除外されている。

4) 自己の事業所その他の場所（自己の事業所等）

- 事業所には自己の事業を行うための事務所、製造工場、物流センター、倉庫等の場所が該当し、その他の場所には工事現場や作業場所、イベント会場等、一定期間事業を行う場所が該当する。

5) その他規則で定める多数の対象自動車が入り出す施設

- 条例施行規則（平成 6 年大阪府規則第 81 号。以下「条例施行規則」といいます。）第 16 条の 19 で、次のとおり定めている。

（多数の対象自動車が入り出す施設）

第十六条の十九 条例第四十条の十四第四項の規則で定める多数の対象自動車が入り出す施設は、次に掲げる施設とする。

- 一 倉庫業法（昭和三十一年法律第百二十一号）第三条の規定により登録を受けた者の倉庫であって、延べ面積が一万平方メートルを超えるもの又は敷地面積が三万平方メートルを超えるもの
- 二 公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の免許を受けた公有水面の埋立区域（面積が二十五ヘクタールを超えるものに限る。）内にある廃

棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第八条第一項に規定する一般廃棄物の最終処分場若しくは同法第十五条第一項に規定する産業廃棄物の最終処分場又は土砂のみを埋め立てる埋立地^{注1)}

三 対象自動車を五十台以上駐車することができる駐車場（対象自動車の駐車場所と対象自動車以外の自動車の駐車場所とを区分していない駐車場にあっては、対象自動車を五十台以上駐車することができる面積^{注2)}を有する駐車場）を有する施設であって、次に掲げる施設のいずれかに該当するもの

イ 興行場法（昭和二十三年法律第百三十七号）第一条第一項に規定する興行場

ロ 会議場施設、展示施設又は見本市場施設

注1) 一般廃棄物の最終処分場若しくは産業廃棄物の最終処分場又は土砂のみを埋め立てる埋立地のある公有水面の埋立区域と既存の土地との間が貨物自動車の通行が可能な橋で結ばれていない場合は、貨物自動車により運搬されてきた廃棄物又は土砂を船舶に積み替えるための施設は、最終処分場又は土砂を搬入する施設の一部とする。

注2) 対象自動車を50台以上駐車することができる面積とは、大型トラックや大型バスの車体の大きさ、転回等のために必要な面積等を考慮して、駐車場の面積として3,000㎡以上とする。

6) 経過措置対象車（対象自動車であって、法第13条第1項の規定により法第12条第1項に規定する窒素酸化物排出基準及び粒子状物質排出基準が適用されないものその他規則で定めるものをいう。平成29年4月1日現在は六、七項に掲げる車（一部の警察自動車、消防自動車）のみ）

○ 条例施行規則第16条の20（別表第9の4）で、次のとおり定めている。

（経過措置対象車）

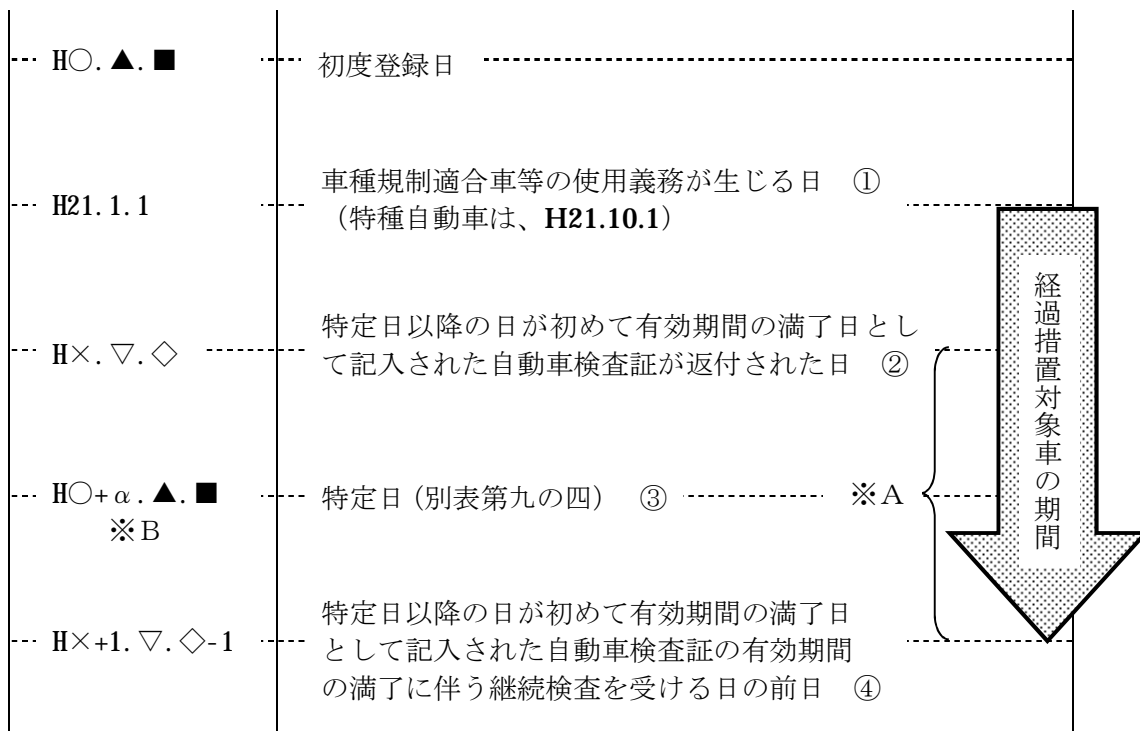
第十六条の二十 条例第四十条の十四第五項の規則で定める対象自動車は、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法施行令（平成四年政令第三百六十五号。次条第一号及び第四号において「令」という。）別表第一に掲げる地域以外に使用の本拠の位置を有する車種規制適合車以外の対象自動車のうち、平成二十一年一月一日以降の日であって、その対象自動車に係る特定日（別表第九の四の中欄に掲げる対象自動車の種類ごとに、それぞれ同表の下欄に定める特定日をいう。以下この条において同じ。）以降の日が初めて有効期間の満了日として記入された自動車検査証が返付された後初めてその対象自動車に係る道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）の規定による継続検査、臨時検査（特定日の翌日以降に受けるものに限る。）又は構造等変更検査（以下この条において「継続検査等」という。）を受ける日（同表

の五の項から七の項までに掲げる対象自動車にあつては、継続検査等を受ける日又は平成二十一年十月一日のいずれか遅い日)の到来していないものとする。

別表第九の四（第十六条の二十関係）

項	対象自動車の種類	特 定 日
一	自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法施行令（以下この表において「令」という。）第四条第一号に掲げる普通貨物自動車	初度登録日（対象自動車が初めて道路運送車両法第四条の規定により自動車登録ファイルに登録を受けた日をいい、その日が平成十四年十月一日以降であるときは同年九月三十日とする。以下同じ。）から起算して九年間の末日に当たる日
二	令第四条第二号に掲げる小型貨物自動車	初度登録日から起算して八年間の末日に当たる日
三	令第四条第三号に掲げる大型バス	初度登録日から起算して十二年間の末日に当たる日
四	令第四条第四号に掲げるマイクロバス	初度登録日から起算して十年間の末日に当たる日
五	令第四条第六号に掲げる特種自動車（次項及び七の項に掲げるものを除く。）	初度登録日から起算して十年間の末日に当たる日
六	令第四条第六号に掲げる特種自動車（自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の総量の削減等に関する特別措置法施行令別表第二の五の項の規定に基づく環境大臣が定める特種自動車等（平成五年環境庁告示第二十五号。次項において「告示」という。）第一号イ又はハに掲げるものに限る。）	初度登録日から起算して二十年間の末日に当たる日
七	令第四条第六号に掲げる特種自動車（告示第一号ロ又はニに掲げるものに限る。）	初度登録日から起算して十五年間の末日に当たる日

注) 経過措置対象車として扱われる期間の考え方



注) ※A : この期間内に臨時検査又は構造等変更検査を受けた場合は、当該検査を受けた日の前日までが、経過措置対象車の期間となる。(期間の短縮)

※B : +αの年数は、別表第9の4の下欄に示されている年数(○年間)

である。

備考) 特定日以降の日が初めて有効期間の満了日として記入された自動車検査証の有効期間満了日〔表中の④の日〕が**H20.12.31**〔特種自動車は**H21.9.30**、表中の①の日の前日〕以前である場合は、経過措置対象車の期間はない。

特定日以降の日が初めて有効期間の満了日として記入された自動車検査証の有効期間満了日〔表中の④の日〕が**H21.1.1**から**H21.12.31**まで〔特種自動車は**H21.10.1**から**H22.9.30**まで〕の間である場合は、特定日以降の日が初めて有効期間の満了日として記入された自動車検査証が返付された日〔表中の②の日〕は、車種規制適合車等の使用義務が生じる日〔表中の①の日〕よりも以前の日となる。

2 車種規制適合車等の使用義務（第40条の15）

（車種規制適合車等の使用義務）

第四十条の十五 対策地域を発地又は着地として¹⁾ 対象自動車の運行を行う者²⁾ は、車種規制適合車等を使用しなければならない。ただし、災害等が発生したときその他規則で定めるとき³⁾ は、この限りでない。

〔趣旨〕

- 対策地域において **NO₂** 及び **SPM** の環境基準をより早期にかつ確実に達成するために、対策地域外に使用の本拠の位置を置く対象自動車も含めて、対策地域を発地又は着地する運行を行う場合には、排出基準に適合する自動車等の使用を義務付けるものである。

〔解説〕

1) 対策地域を発地又は着地として

- 「対策地域を発地又は着地として」とは、運行の一部分を構成する運行区間のそれぞれにおいて、発地又は着地のいずれか（又はその両方）が対策地域に存することをいう。

したがって、対策地域外から対策地域を通過して対策地域外に至る運行は、これに含まれない。

- 当初の出発地であるA地点からB地点及びC地点を経由して最終の目的地であるD地点へ到達する運行があったとすると、A地点からB地点まで、B地点からC地点まで、C地点からD地点までが、いずれも「運行の一部分を構成する運行区間」となる。

- 発地又は着地とは、運行の目的を達成するための出発地又は到着地であり、貨物又は廃棄物（以下「貨物等」という。）や人の運送を伴う場合であれば、

- ・ 車庫（入庫又は出庫）
- ・ 貨物等の積卸又は人の乗降を行う場所
- ・ 営業拠点

が、発地又は着地に該当する。

また、貨物等や人の運送を伴わない作業用等の特種自動車であれば、

- ・ 車庫（入庫又は出庫）
- ・ 作業等を行う場所（例えば、クレーン車であればクレーンを使用して作業をする場所、放送宣伝車であれば放送設備を使用して宣伝活動を行う場所（地域）等）
- ・ 作業等に必要な資機材、消耗品等を調達する場所

- ・ 営業拠点

が発地又は着地に該当する。

- 一方、以下に掲げる場合は、発地又は着地には該当しない。
 - ・ 法令等の規定に基づき停車しなければならないとき
 - ・ 交通検問等、警察官に停止を求められたとき
 - ・ 疲労回復のための一時的に休憩するとき
 - ・ 生理的現象のための一時的に停車するとき（トイレ休憩、飲料の購入、食事）
 - ※ 食事については、旅行の行程上、あらかじめ食事をとる場所を予約している場合は、発地又は着地を含む。
 - ・ 自動車運転者の労働時間等の改善等のための基準（平成元年2月9日労働省告示第7号）の規定により、連続運転4時間毎の休憩をとるとき、又は営業所から遠隔の地において1日の勤務終了後に8時間の休息をとるとき

2) 対象自動車の運行を行う者

- 対象自動車の運行を行う者には、対象自動車を実際に運転する者（運転手）だけでなく、当該対象自動車の運行を命ずる者（営業所長等の責任者）や当該対象自動車を使用した運行計画を作成する者（運行管理者等）も含まれる。

3) 災害等が発生したときその他規則で定めるとき

- 条例施行規則第16条の21で、次のとおり定めている。

（車種規制適合車等の使用義務の適用除外）

第十六条の二十一 条例第四十条の十五の規則で定めるときは、次に掲げるときとする。

- 一 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第四十七条第一項に規定する災害予防責任者^{注1}が、同法第四十八条第一項の規定により他の災害予防責任者と共同して防災訓練を行うため、対策地域内にある当該防災訓練を行う場所まで対象自動車（令第四条第六号に規定する特種自動車に限る。次号において同じ。）を運行するとき。
- 二 警察庁、管区警察局、警視庁又は道府県警察本部が、府警察本部の行う警備実施要則（昭和三十八年国家公安委員会規則第三号）に規定する警備実施に協力するため、対策地域内にある当該警備実施を行う場所まで対象自動車を運行するとき。
- 三 道路運送車両法の規定による登録又は検査のため、対策地域内にある国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）第三十七条第一項の運輸支局又は同条第四項の運輸支局の事務所^{注2}まで対象自動車を運行するとき。
- 四 対象自動車（令第四条第六号に規定する特種自動車にあつては、当該対象自

自動車と一体として装備される特別な装置を含む。) の点検又は修理^{注3)} のため、対策地域内にある業として自動車の点検又は修理を行う者の事業所^{注4)} まで当該対象自動車を運行するとき。

五 使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号）第八条の規定による引渡しのため、対策地域内にある同法第二条第十一项に規定する引取業者の事業所まで同条第二項に規定する使用済自動車である対象自動車を運行するとき。

六 業として対象自動車を販売し、又は賃貸する者が、対象自動車の仕入れ、販売、賃貸その他の取引のため、対策地域内にあるその者の事業所^{注5)} 若しくは自動車の競売が行われる場所^{注6)} から又は当該事業所^{注5)} 若しくは場所^{注6)} 若しくは対策地域内にある輸出港^{注7)} まで当該対象自動車を運行するとき（自動車の回送を業とする者^{注8)} に委託して運行するときを含む。）。

七 前各号に掲げるときのほか、道路運送車両法第三十六条の規定により臨時運行許可番号標を表示し、又は同法第三十六条の二第一項の回送運行許可番号標を表示して対象自動車を運行の用に供するとき。

注1) 災害対策基本法第47条では、以下に掲げる者を災害予防責任者としている。

- 指定行政機関（災害対策基本法第2条第3号に掲げる機関）の長及び指定地方行政機関（災害対策基本法第2条第4号に掲げる機関）の長
- 地方公共団体の長その他の執行機関
- 指定公共機関（災害対策基本法第2条第5号に掲げる機関）及び指定地方公共機関（災害対策基本法第2条第6号に掲げる機関）、公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者

注2) 対策地域に所在する運輸支局又は運輸支局の事務所は、大阪運輸支局（寝屋川市）、大阪運輸支局なにわ自動車検査登録事務所（大阪市住之江区）及び大阪運輸支局和泉自動車検査登録事務所（和泉市）の3箇所である。

注3) 点検とは機能を良好に保つために行う検査（道路運送車両法第48条の規定による定期点検整備の実施を含む。）であり、修理とは不具合箇所や故障箇所の修繕である。

注4) 当該対象自動車の点検又は修理を行う者の営業所とは、道路運送事業法第77条の自動車分解整備事業を営む者の営業所や特種自動車に設置されている特種な設備の点検・修理の事業を営む者の営業所である。

注5) その者の事業所とは、対象自動車の販売を業とする者が営業を行う場所であって、事務所、展示場、自動車の保管場所等である。

注6) 自動車の競売が行われる場所とは、いわゆる自動車の「オークション会場」である。

注7) 輸出港とは、輸出するために対象自動車を船積みするための港である。

注8) 自動車の回送を業とする者とは、いわゆる自動車の「陸送業者」である。

3 車種規制適合車等使用命令等（第40条の16）

（車種規制適合車等の使用命令等）

第四十条の十六 知事は、前条の規定に違反している者に対し、同条の規定による車種規制適合車等の使用を命ずることができる。

〔趣旨〕

- 車種規制適合車等の使用義務に違反した者に対して、条例の規定の遵守を命ずることを定めたものである。
- なお、この命令に違反した者に対しては、次のとおり罰則を定めている。
 - ・ 命令に違反した者：50万円以下の罰金（条例第115条）

4 荷主等による車種規制適合車等の使用のための措置（第40条の17）

（荷主等による車種規制適合車等の使用のための措置）

第四十条の十七 荷主等は、購入等をする物品を運送させようとするときは、当該物品の販売、貸出し又は譲渡しをする者に対し、対象自動車によらない場合を除き¹⁾、車種規制適合車等を使用するよう求めなければならない²⁾。

〔趣旨〕

- 運送手段等の決定に大きな影響を与える荷主等に対しても、車種規制適合車等の使用の求めを義務付けることとしたものである。

〔解説〕

1) 対象自動車によらない場合を除き

「対象自動車によらない場合」とは、以下に掲げる場合が該当する。

- ・ 軽自動車や乗用自動車で運送する場合

2) 車種規制適合車等を使用するよう求めなければならない

条例第40条の15の規定により、対策地域を発地又は着地とする運行する者に対しては、車種規制適合車等の使用が義務付けられている。

したがって、「車種規制適合車等の使用を求める」とは、物品等の販売、貸出し又は譲渡しをする者に対し、「条例の規制を遵守し、車種規制適合車等の使用」を求めることである。

〔車種規制適合車等の使用の求めの例〕

- ・ 契約に関する書面（契約書、契約書に付属する仕様書等の書面、約款等）での明記。
- ・ 契約書の条項に法令遵守が明記されているので、補足事項として周知文書を配付。
- ・ 契約時に事前審査を実施し、車種規制適合車等の使用が確認できた者のみと契約を締結。

※義務履行の証明のためには、書面での交付及び保存が望ましい。

なお、義務の範囲は、車種規制適合車等の使用を求めることに止まる。（仮に、物品等の販売、貸出し又は譲渡しをした者が車種規制適合車等以外の対象自動車を運送に使用したとしても、荷主等の責めに帰すものではない。）

5 勧告（第40条の18）

（勧告）

第四十条の十八 知事は、前条の規定に違反している者に対し、同条の規定による求めをすべきことを勧告することができる。

〔趣旨〕

- 荷主等に対して車種規制適合車等の使用の求めを義務付け、これに違反した者に対して、行政指導の一環として、条例の規定を遵守することを勧告するものである。

6 施設管理者の努力義務（第40条の19）

（施設管理者の努力義務）

第四十条の十九 施設管理者は、当該施設に対象自動車で出入りする者¹⁾に対し、車種規制適合車等を使用しなければならないこととされていることの周知のための措置²⁾を講ずるよう努めなければならない。

〔趣旨〕

- 施設管理者の努力義務として、車種規制適合車等を使用しなければならないこととされていることの周知のための措置を講ずるよう努めることを定めたものである。

〔解説〕

1) 当該施設に対象自動車で出入りする者

「当該施設に対象自動車で出入りする者」とは、施設管理者の管理する対策地域に存する施設を発地又は着地として対象自動車を運行する者であり、

- ・ 施設内に、貨物等の積卸や旅客の乗降のために、出入りする者

- ・ 施設内の駐車場に、対象自動車を駐車する者等が該当する。

2) 周知のための措置

周知のための措置としては、次のような方法が挙げられる。

- ・ 施設の入出口への看板の設置
- ・ 施設の入出口や運転手控室等へのポスターの掲示
- ・ ホームページ中のアクセス案内のページでの注意書きに記載
- ・ 駐車場等の予約券等への注意書きに記載
- ・ 施設のパンフレット、リーフレット、利用案内の中での注意書きに記載

なお、施設管理者の義務は周知のための措置を講ずるよう努めることであり、車種規制適合車等以外を対象自動車を使用している者から、施設に出入りすることを求められたとしても、施設管理者にはこれを拒まなければならない義務はない。

7 対象自動車の販売業者及び賃貸業者の義務（第40条の20）

（対象自動車の販売業者及び賃貸業者の義務）

第四十条の二十 業として対象自動車を販売し、又は賃貸する者¹⁾は、対象自動車を購入し、又は賃借する者に対し、対策地域を発地又は着地とする運行には車種規制適合車等を使用しなければならないこととされていることの周知のための措置²⁾を講じなければならない。

〔趣旨〕

- 業として対象自動車を販売し、又は賃貸する者の義務として、車種規制適合車等を使用しなければならないこととされていることの周知のための措置を講じることを定めたものである。

〔解説〕

1) 業として対象自動車を販売し、又は賃貸する者

業として対象自動車を販売する者とは、事業所の営業種目が、日本標準産業分類（平成25年10月改訂）の細分類において、“5911 自動車（新車）小売業”又は“5912 中古自動車小売業”に分類される者をいう。

また、業として対象自動車を賃貸する者とは、事業所の営業種目が、日本標準産業分類（平成25年10月改訂）の細分類において、“7041 自動車賃貸業”に分類される者又は“7011 総合リース業”又は“7019 その他の各種物品賃貸業”に分類される者であって、自動車の賃貸を行う者をいう。

2) 周知のための措置

周知のための措置としては、次のような方法が考えられる。

- ・ 車種規制適合車等以外の対象自動車の車内に、対策地域を発地又は着地とする運行には使用できない旨を表示する。
- ・ 車種規制適合車等以外の対象自動車を販売又は賃貸する際に、対策地域を発地又は着地とする運行には使用できない旨を記した説明書を交付する。
- ・ 営業所内に車種規制適合車等以外の対象自動車は対策地域を発地又は着地とする運行に使用できない旨を表示するとともに、車種規制適合車等以外の対象自動車を販売又は賃貸する際にその旨を説明する。

8 勧告（第40条の21）

（勧告）

第四十条の二十一 知事は、前条の規定に違反している者に対し、同条の規定による措置を講ずべきことを勧告することができる。

〔趣旨〕

- 業として対象自動車を販売し、又は賃貸する者に車種規制適合車等の使用周知を義務付け、これに違反した者に対して、行政指導の一環として、条例の規定を遵守することを勧告するものである。

9 報告及び検査（第105条）

（報告及び検査）

第百五条 （略）

6 知事は、第三章第三節第一款の規定の実施に必要な限度において、次に掲げる者に対し、対策地域を発地又は着地とする対象自動車の運行の状況、車種規制適合車等の使用の求めの状況、車種規制適合車等の使用の周知のための措置の状況その他必要な事項について報告を求め、又はその職員に、次に掲げる者の事業所等に立ち入り、対象自動車その他の物件¹⁾を検査させることができる。

- 一 対策地域を発地又は着地として対象自動車の運行を行う者²⁾
- 二 荷主等
- 三 業として対象自動車を販売し、又は賃貸する者³⁾

9 前各項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

〔趣旨〕

- 流入車規制に係る規定について、その遵守状況の確認や遵守指導への対応状況等を

確認するため、知事はこの条例により規制を受ける者に対し必要な事項についての報告を求め、又は府の職員にその者の事務所等に立ち入り、検査させることができる旨を規定したものである。

- なお、本報告をしなかったり、虚偽の報告をした者や本検査を拒むなどの者には、次のとおり罰則を定めている。
 - ・ 10万円以下の罰金（条例第117条第9号）

〔 解 説 〕

1) 対象自動車その他の物件

「対象自動車その他の物件」には、対象自動車はもとより、対象自動車の自動車検査証、対象自動車の運行管理に関する書面や帳簿、車種規制適合車等の使用の求めに関する書面や帳簿が含まれる。

2) 対象自動車の運行を行う者

対象自動車の運行を行う者には、対象自動車を実際に運転する者（運転手）だけでなく、当該対象自動車の運行を命ずる者（営業所長等の責任者）や当該対象自動車を使用した運行計画を作成する者（運行管理者等）も含まれる。

3) 業として対象自動車を販売し、又は賃貸する者

業として対象自動車を販売する者とは、事業所の営業種目が、日本標準産業分類（平成25年10月改訂）の細分類において、“5911 自動車（新車）小売業”又は“5912 中古自動車小売業”に分類される者をいう。

また、業として対象自動車を賃貸する者とは、事業所の営業種目が、日本標準産業分類（平成25年10月改訂）の細分類において、“7041 自動車賃貸業”に分類される者又は“7011 総合リース業”又は“7019 その他の各種物品賃貸業”に分類される者であって、自動車の賃貸を行う者をいう。

10 公表（第106条）

(公表)

第百六条（略）

2 知事は、第四十条の十六の規定による命令をしたときは、当該命令を受けた者の氏名又は名称、住所及び当該命令の内容¹⁾を公表²⁾することができる。

3、4（略）

〔 趣 旨 〕

- 第40条の16は、車種規制適合車等の使用に反する者に、その使用を命ずる規定

であるが、この規定の実効性をより確保するために当該命令を受けた者の氏名又は名称、住所及び当該命令の内容を公表することを規定したものである。

〔 解 説 〕

1) 氏名又は名称、住所及び当該命令の内容

「氏名又は名称、住所」とは、法人の場合は会社名・本社所在地、個人の場合は氏名・住所とする。

「当該命令」とは、「大阪府の対策地域を発地又は着地として対象自動車の運行を行うときは、車種規制適合車等を使用する」旨、発した命令の内容を公表する。

2) 公表

公表は、府のホームページへの掲載、報道機関への情報提供や関係団体への文書送付などにより行う。

11 罰則（第 115、117、118 条）

第百十五条 第四十条の十六の規定による命令に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

第百十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

九 第百五条第一項（第二号を除く。）、第三項、第四項、第五項、第六項、第七項（第一号を除く。）若しくは第八項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条第一項（第二号を除く。）、第三項、第六項、第七項（第一号を除く。）若しくは第八項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第百十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、第百十二条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

〔趣旨〕

- 条例の実効性を確保するために、違反の軽重に応じて、罰則を定めたものである。